

行政事業レビュー実施要領の改正のポイント（案）

新年度から各府省庁が行政事業レビューシート及び基金シート等の作成に着手できるよう、毎年、年度末のタイミングで行政事業レビュー実施要領を改正

- **新規造成基金事業に係る基金シートの早期作成・公表による更なる透明性の向上**
基金に関する更なる透明性の向上の観点から、新規造成基金事業に係る基金シートについて、造成の翌年度から当年度に前倒して作成・公表することについて明記。
- **補正予算及び予備費が措置された場合のレビューシート等の作成**
補正予算が措置された場合、レビューシートと同様に、基金シートも作成対象とすることについて明記。また、予備費使用が決定された場合についても、レビューシート及び基金シートの作成対象とすることについて明記。
- **職員の資質向上**
各府省庁の幹部・管理職は、政策判断の精度向上、若手職員の意欲や能力の向上のため、コミュニケーションツールとして、レビューシートを活用すべき旨を明記。
- **EBPMアクションプランとの一体的な推進**
内閣府において重要政策を対象に進められているEBPMアクションプラン（令和6年12月26日経済財政諮問会議決定）との連携・事務負担の軽減のため、行政事業レビューとEBPMアクションプランとを一体的・効率的に推進する旨を記載。